

# 福井大学博士(工学)学位授与に関する取扱要項

平成 16 年 4 月 1 日 工学研究科長裁定  
直近改正 令和 2 年 2 月 19 日

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 福井大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、福井大学学位規程（平成 16 年福大規程第 30 号。以下「学位規程」という。）及び福井大学大学院工学研究科規程（平成 16 年福大院工規程第 1 号。以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要項において「課程博士」とは、学位規程第 3 条第 2 項の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規程第 3 条第 3 項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

## 第 2 章 課程博士

### (予備審査)

第 3 条 博士の学位を受けようとする者は、学位規程第 14 条に規定する博士論文の提出に先立ち、予備審査を経なければならない。

### (予備審査の申請資格)

第 4 条 予備審査を審査することができる者は研究科の博士後期課程に在学中の者で、研究科規程第 6 条第 1 項に定める単位（以下「所定の単位」という。）を修得した者又は博士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を修得する見込みが確実な者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

### (予備審査の申請書類等)

第 5 条 予備審査を申請しようとする者（以下「予備審査申請者」という。）は、主指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類等を分野主任に提出するものとする。

- (1) 予備審査申請書（所定の用紙） 1 通
- (2) 博士論文の要旨の草稿 5 通

（A 4 判横書きとし、和文 2,000 字程度又は英文 800 語程度）

- (3) 博士論文の草稿（A 4 判横書きとし、和文又は英文とする） 5 通
- (4) 論文目録 5 通

- (5) 福井大学論文剽窃防止対策実施要項第 3 条第 1 項に定める対象論文に対し行われた論文剽窃チェック報告書（同要項第 4 条第 2 項）及び別紙（以下「論文剽窃チェック報告書」という。） 5 通

### (予備審査の申請時期)

第6条 予備審査の申請時期は、原則として博士論文を提出しようとする年次の11月とする。  
ただし、研究科規程第12条に規定する優れた研究業績を上げた者及び標準修業年限を超えて在学する者にあつては、5月、8月にも申請することができる。

2 年度の後期から研究科の博士後期課程に入学した者にあつては、前項中「11月」とあるのは「5月」と、「5月、8月」とあるのは「8月、11月」と読み替えて同項を適用するものとする。

(予備審査委員会)

第7条 分野主任は、予備審査の申請があつたときは、予備審査委員会を組織し、予備審査委員会は、当該論文が博士論文審査に値するか否かを審査するものとする。

2 予備審査委員会は、予備審査申請者ごとに、次の各号に掲げる委員で構成するものとする。

(1) 主指導教員及び当該分野の研究指導担当教員1名以上を含め4名程度で構成し、かつ、この中には教授2名以上を含むものとする。

(2) 必要があるときは、当該分野等の近接領域の教員等を加えることができる。

(3) 予備審査委員会の構成員は、博士の学位を有する者とする。

3 予備審査委員会に委員長を置き、主指導教員を除く前項に規定する委員のうちから互選により選出し、委員長は予備審査委員会の総括を行うものとする。

4 予備審査委員会は、審査の一環として、分野内に置いて論文発表会を開催するものとする。

5 予備審査委員会は、原則として4週間以内に審査を終了するものとし、委員長はその結果を分野主任に報告するものとする。

(予備審査の結果の通知)

第8条 分野主任は、主指導教員を通じて、予備審査の結果を予備審査申請者に通知するものとする。

(博士論文審査の申請)

第9条 予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた予備審査申請者は、1年以内に博士論文審査の申請を行うものとする。

2 予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められなかった予備審査申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(審査の申請書類等)

第10条 博士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、主指導教員の承認を得て、学位規程第14条第1項の規定に基づく次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

(1) 博士論文審査申請書(所定の用紙) 1通

(2) 博士論文 1編 (A4判横書きとし、和文又は英文とする。) 5通

(3) 論文目録 (所定の用紙) 5通

(4) 博士論文内容の要旨(A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度) 5通

(5) 履歴書 (所定の用紙) 1通

(6) 論文剽窃チェック報告書 5通

(博士論文の提出時期)

第11条 学位規程第14条第1項の規定に基づく博士論文の提出時期は、修了しようとする年度の1月の所定の期間とする。ただし、研究科規程第12条に規定する優れた研究業績を上げた者及び標準修業年限を超えて在学する者にあつては、7月、10月にも申請することができる。

2 年度の後期から研究科の博士後期課程に入学した者にあつては、前項中「1月」とあるのは「7月」と、「7月、10月」とあるのは「10月、1月」と読み替えて同項を適用するものとする。

(審査の付託)

第12条 研究科長は、博士論文の申請があつたときは、学位規程第17条の規定に基づき教授会に審査を付託する。

(審査委員会)

第13条 教授会は、学位規程第17条の規定により審査を付託されたときは、申請者ごとに次の各号に掲げる委員で構成する審査委員会を組織する。

(1) 研究指導担当教員のうちから、主指導教員を含む3名以上で構成し、かつ、この中には教授2名以上を含むものとする。

(2) 必要があるときは、他の研究科、大学院又は研究所等の教員等から2名以内を、前号の委員に加えることができる。

2 前項の審査委員は、当該分野主任からの審査委員候補者の推薦に基づき、教授会において決定するものとする。この場合において、前項第2号に規定する教員等を推薦する場合は、当該審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添えるものとする。

3 審査委員会に、審査委員主査（以下「主査」という。）1人を置き、審査委員の互選により主指導教員を除き選出し、主査は審査委員会の総括を行うものとする。

(博士論文の審査基準)

第13条の2 博士論文は本研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に審査する。

(1) 当該領域の学問研究に貢献できる課題を含み、新規性若しくは有用性が明示されていること。

(2) 文献資料などによる先行研究の調査や事実調査を行い、その結果を適切に引用するとともに、研究の目的を明示していること。

(3) 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。

(4) 結果が正確に記述されていること。

(5) 考察が論理的かつ説得力を持つこと。

(6) 結論が明確に述べられていること。

(博士論文の公聴会)

第14条 博士論文審査の段階において、審査委員会は、博士論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、博士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、各分野及び関係教室等に掲示をもって公示するものとする。

(博士論文審査等の実施)

第15条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行う。

2 主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、博士論文の内容を中心とした関連のある領域について、筆答又は口答により行う。

(博士論文審査結果等の審議)

第16条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

(博士論文の審議及び審査結果の報告)

第17条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として4週間以内に、審査結果を次の書類により教授会に報告しなければならない。

(1) 論文審査結果の要旨 (所定の用紙)

(2) 論文審査の結果及び最終試験の結果 (所定の用紙)

2 審査委員会は、審査結果を教授会に報告するにあたり、当該分野における分野会議の審議を経て教授会に報告するものとする。

3 前項の審議は、当該分野会議の構成員のうち研究指導担当教員により行い、3分の2以上をもって議決する。

(学位授与の審議、議決)

第18条 教授会は、学位規程第22条の規定により、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき、申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決は、教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

(学位授与等)

第19条 学長は、学位規程第24条の規定に基づき学位を授与すべき者には、博士(工学)の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

### 第3章 論文博士

(論文提出による学位授与の申請資格)

第20条 学位規程第3条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者(以下「論文申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得したのち退学した者

(2) 修士の学位を取得後、4年以上の研究歴を有する者

(3) 学士の学位を取得後、6年以上の研究歴を有する者

(4) 前各号に掲げる者と同等の資格があると教授会が認めた者

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
  - (2) 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
  - (3) 大学院の学生として在学した期間
  - (4) 官公庁，会社等の研究機関において研究に従事した期間
  - (5) その他教授会が認めた期間
- (世話分野及び世話教員)

第 21 条 論文申請者は，博士論文の内容を教育研究領域に包括する分野（以下「世話分野」という。）と，世話分野内における博士論文の内容に関連のある研究指導担当教員（以下「世話教員」という。）を定め，学位授与の申請に関し，世話教員の指導を受けるものとする。

(論文提出による予備審査)

第 22 条 第 20 条各号の一に該当する者で，論文提出による博士の学位を受けようとする者は，学位規程第 14 条に規定する学位授与の申請に先立ち，論文予備審査を経なければならない。

(論文提出による予備審査の申請書類等)

第 23 条 論文予備審査を申請しようとする者（以下「論文提出による予備審査申請者」という。）は，世話教員の承認を得て，次の各号に掲げる書類等を分野主任に提出するものとする。

- (1) 予備審査申請者（所定の用紙） 1 通
- (2) 博士論文の要旨の草稿 5 通（A4判横書きとし，和文 2,000 字程度又は英文 800 語程度）
- (3) 博士論文の草稿（A4判横書きとし，和文又は英文とする） 5 通
- (4) 論文目録 5 通
- (5) 履歴書（所定の用紙） 1 通
- (6) 最終学歴の卒業又は修了証明書 1 通
- (7) 論文剽窃チェック報告書 5 通

(論文提出による予備審査の申請時期)

第 24 条 論文提出による予備審査の申請時期は，5 月，8 月，11 月のうち，いずれかの時期とする。

(論文提出による予備審査委員会)

第 25 条 分野主任は，論文提出による予備審査申請者より，論文の予備審査申請があったときは，予備審査委員会を組織し，予備審査委員会は，当該論文等が博士論文審査に値するか否かを審査するものとする。

2 予備審査委員会は，論文提出による予備審査申請者ごとに，次の各号に掲げる委員で構成するものとする。

- (1) 世話教員及び当該分野の研究指導担当教員 1 名以上を含め 4 名程度で構成し，かつ，この中には教授 2 名以上を含むものとする。
- (2) 必要があるときは，当該分野等の近接領域の教員等を加えることができる。
- (3) 予備審査委員会の構成員は，博士の学位を有する者とする。

3 予備審査委員会に委員長を置き、前項に規定する委員のうちから互選により選出し、委員長は予備審査委員会の総括を行うものとする。

4 予備審査委員会は、審査の一環として、分野内において論文発表会を開催するものとする。ただし、外国に在住している論文提出による予備審査申請者で、博士論文審査の申請に値する十分な研究業績を有し、かつ、論文発表会のために来学が困難な事情があると認められた者については、教授会の議を経て、予備審査の論文発表会を省略することができる。

5 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から原則として4週間以内に審査を終了するものとし、委員長はその結果を分野主任に報告するものとする。

(論文提出による予備審査の結果の通知)

第26条 分野主任は、世話教員を通じて、予備審査の結果を論文提出による予備審査申請者に通知するものとする。

(論文提出による博士論文審査の申請)

第27条 論文提出による予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた論文提出による予備審査申請者は、6か月以内に博士論文の審査の申請を行うものとする。

2 論文提出による予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められなかった論文提出による予備審査申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(論文提出による審査の申請書類等)

第28条 論文申請者は、世話教員の承認を得て、学位規程第14条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる書類等に、論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 博士論文審査願 (所定の用紙) 1通

(2) 博士論文 1編 (A4判横書きとし、和文又は英文とする) 5通

(3) 論文目録 (所定の用紙) 5通

(4) 博士論文内容の要旨 (A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度) 5通

(5) 履歴書 (所定の用紙) 1通

(6) 論文剽窃チェック報告書 5通

(論文提出による審査の申請時期)

第29条 論文申請者は、7月、10月、1月のうち、いずれかの時期の所定の期間に申請するものとする。

(論文提出による審査の付託)

第30条 学長は、博士論文審査願を受理したときは、学位規程第16条の規定に基づき研究科長に学位授与の可否について、審査を付託する。

2 研究科長は、前項の規定により審査を付託されたときは、学位規程第16条の規定に基づき教授会に審査を付託するものとする。

(論文提出による審査委員会)

第31条 教授会は、学位規程第16条の規定により審査を付託されたときは、論文申請者ごとに次の各号に掲げる委員で組織する論文審査委員会を組織する。

(1) 研究指導担当教員のうちから、世話教員を含む3名以上で構成し、かつ、この中には教授2名以上を含むものとする。

(2) 必要があるときは、他の研究科、大学院又は研究所等の教員等から2名以内を、前号の委員に加えることができる。

2 前項の論文審査委員は、世話分野の分野主任からの論文審査委員候補者の推薦に基づき、教授会において決定するものとする。この場合において、前項第2号に規定する教員等を推薦する場合は、当該論文審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添えるものとする。

3 論文審査委員会に、論文審査委員主査（以下「主査」という。）1人を置き、論文審査委員の互選により選出し、主査は論文審査委員会の総括を行うものとする。

（論文提出による博士論文の公聴会）

第32条 論文審査委員会は、論文審査の段階において博士論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、博士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに論文申請者に通知するとともに、各分野及び関係教室等に掲示をもって公示するものとする。

（論文提出による博士論文審査等の実施）

第33条 論文審査委員会は、論文審査及び学力の確認を行う。

2 主査は、学力の確認の実施に関し必要な事項を論文申請者に通知するものとする。

3 学力の確認は、外国語及び博士論文の内容を中心としたこれに関連のある領域について筆答又は口答により行う。

（論文提出による論文審査結果等の審議）

第34条 論文審査委員会は、論文審査の結果及び学力の確認の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び学力の確認の評価判定は、合格又は不合格とする。

（論文提出による論文の審議及び審査結果の報告）

第35条 論文審査委員会は、審査を付託された日から原則として4週間位内に審査結果を次の書類により、教授会に報告しなければならない。

(1) 論文審査結果の要旨 (所定の用紙)

(2) 論文審査の結果及び学力の確認の結果 (所定の用紙)

2 論文審査委員会は、審査結果を教授会に報告するにあたり、当該分野における分野会議の審議を経て教授会に報告するものとする。

3 前項の審議は、当該分野会議の構成員のうち研究指導担当教員により行い、3分の2以上をもって議決する。

（論文提出による学位授与の審議、議決）

第36条 教授会は、学位規程第22条の規定により、論文審査委員会による論文審査結果の報告に基づき、論文申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決は、教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

（論文提出による学位授与等）

第37条 学長は、学位規程第24条の規定に基づき学位を授与すべき者には、博士（工学）の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者の博士論文の審査基準は、この要項による改正後の福井大学博士(工学)学位授与に関する取扱要項第13条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。